

12	小規模保育事業の職員配置 小規模保育事業(A型・B型)については、子どもの数が少数となる時間帯であっても、保育士等の保育従事者を常時最低2人以上配置する必要がありますか。	<p>小規模保育事業は、定員6人以上19人以下の小規模な事業であることから、保育従事者の配置基準上、年齢別配置基準(0歳児3:1、1・2歳児6:1)に基づく必要保育従事者数に加えて1人を加配することにしています。これにより、定員6人の施設においても最低2人の保育従事者による体制を確保しています。</p> <p>例えば、開所時間の始期・終期の前後の時間帯で児童がごく少数となる場合については、小規模保育事業は保育所と比べて職員数が少數であり、また、施設の規模が小さいことなどから、国の基準上は、常時最低2人以上の保育従事者の配置までは求めていません。</p> <p>なお、その場合においても、保育士一人となる時間帯を必要最小限とすることや、事故などの緊急的な対応や異年齢への配慮など、適切な運営体制の確保が求められるため、その運用に当たっては認可主体となる市町村と十分協議することが望まれます。</p> <p>※定員19人以下の事業所内保育事業も同様。</p>	
13	連携施設を設定できない場合の認可 事業者から小規模保育事業や家庭的保育事業の認可申請があつた場合、連携施設を設定できないことを理由として認可しないことは認められますか。	<p>連携施設の設定は家庭的保育事業等の認可基準のひとつとなっているため、連携施設を設定できない場合には認可基準を満たさないことになりますが、新制度施行後5年間は連携施設の設定を要しないとする経過措置を設けていることから、保育の供給量が需要量を上回っている等の法律で定められた要件に該当する場合を除き、連携施設設定の要件以外の認可基準を満たしている限りは認可しなければなりません。</p> <p>なお、この経過措置期間中は、満3歳の幼児が4月以降も家庭的保育事業等を利用する際には、地域の保育事情などにおいて特段の事由がある場合に、当該年度内に卒園後の受け皿を確保することを基本として、市町村がやむを得ないと認めた場合には特例給付を受けて、引き続き、家庭的保育事業等を利用することを可能としていますが、本来、連携施設を設定し、確実に卒園後の受け皿を確保していただくことが基本ですので、経過措置期間中に、事業者は、必要に応じ市町村からの支援を求めて、連携施設の確保に努めることが必要です。</p>	自治体向けFAQ 【認可・確認】No.8再掲
14	幼稚園に併設した小規模保育事業 幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。	<p>幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能です。その際、専用部分を区分して必要面積を確保するなどそれぞれの認可基準を満たして運営することが必要です。なお、小規模保育事業については、制度施行前から3歳未満児を受け入れている場合には、制度施行から5年を経過する日までは、経過措置として、調理員の配置や調理設備の設置は必要ないこととなっています(弁当持参による対応も可)。</p>	
15	認定こども園に併設した小規模保育事業 認定こども園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。	<p>認定こども園は、3号認定子どもの受け入れが可能であるため、ご指摘の場合については、小規模保育事業ではなく、認定こども園において3号認定子どもの定員を設定していただくことが基本と考えられます。</p> <p>一方で、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園については、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合は、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可)です。</p> <p>なお、当該認定こども園とは異なる敷地に、同一法人が小規模保育事業を実施することは可能です。</p>	

16	幼稚園が連携施設となる場合	幼稚園で小規模保育を実施する予定ですが、事業実施場所については別棟、もしくは園舎内であっても幼稚園とは区分された部屋で行う必要がありますが、当該幼稚園が小規模保育事業の連携施設となる場合であっても、上記と同様の取扱いになるのでしょうか。	原則的には、幼稚園と小規模保育事業でそれぞれの基準を満たすことが必要です。小規模保育事業を実施する幼稚園が当該事業の連携施設となる場合でも取扱いは同様です。 なお、幼稚園に併設して小規模保育を実施することは可能ですが、ご指摘のような同一法人が3歳以上児と3歳未満児を同一の場所で預かる場合、原則としては、認定こども園に移行していただくことが基本と考えられます。 また、幼稚園と小規模保育事業については、対象園児の年齢が異なり、別の職員が別事業として運営することとなるため、それを踏まえた実施場所であることが望まれます。	
17	幼稚園で実施する場合の土曜日の取扱い	幼稚園で小規模保育を実施する予定ですが、土曜日は閉園して年間250日開園とする取扱いは可能でしょうか。	保育認定の子どもを受け入れる施設においては、保護者が必要とする保育を提供できるよう、原則として土曜日も含めた開所が求められます。その上で、市町村が行う利用調整の結果、日曜・祝日以外について、保育の利用希望がない場合には開所しないことができるなど、就労状況等の地域の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することができます。なお、土曜日の利用が必要な子どもがいない場合など、常態的に土曜日に閉園する場合は、公定価格において土曜閉園に係る費用を定率で調整することになります。	
18	家庭的保育事業等の資産要件	家庭的保育事業等の資産要件については、保育所と同程度のものまでが求められるものではないと思いますが、今後、具体的な取扱い方針が示されるのでしょうか。	家庭的保育事業等の資産要件については、保育所の基準も参考に、事業規模に応じた必要な経済的基礎があると市町村が認めることとしています。 詳しくは、平成26年12月12日雇児発1212第6号「家庭的保育事業等の認可等について」をご参照ください。	
19	地域型保育事業の設置階	事業所内保育事業を、マンションの1室で始めたいと考えていますが、設置階に制限はありますか。	事業所内保育事業の実施に当たって、設置階についての制限はありません。ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第43条により、保育室等を2階以上に設ける場合には、耐火建築物又は準耐火建築物であることや避難階段を設けること等の各種基準を満たす必要があります。	事業者向けFAQ【事業所内保育に関すること】Q13再掲

※自治体向けFAQ【第11版】平成27年11月11日 p.63～64抜粋